

論文 ヨーロッパにおける高等教育の国際化、 英語化、公共政策¹⁾

クロード・トリュシヨ (Claude Truchot)

ストラスブール大学名誉教授

(訳 古石篤子)

1. 高等教育の国際化

1.1. 経緯

近年、高等教育機関にとって、国際的に認知されるということが最重要課題のひとつになってきた。この国際化は、知というものが経済的財となって市場的価値をもち、教育機関が競合関係におかれるという文脈で起こっている。国際的なランク付けがこの競合を加速させているが、そこでは主に北米の大学が優勢な地位を占め、モデルとなっているのである。

ヨーロッパの高等教育の統合、すなわち「ボローニャ・プロセス」は、このような形の国際化に適した枠組みを作り出した。そこでは、アメリカの「モデル」に倣って、大学の資格を学士号、修士号、博士号の3レベルに規格化し、国の違いに関わらず、全教育機関による単位認定の単一制度を創設した。2014年には47カ国がこのプロセスに加盟し、その規格に合わせてそれぞれの国の高等教育を組織し直した。

1.2. 国際化の方法

国際化のやり方はすべての教育機関においてほぼ同様であり、それぞれのもつ可能性に従って行うのであるが、最も好まれる方法は、機関内に国際的使命をもったコースを創設することである。その目的は外国人学生を呼び入れるためである。ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ (BRICS) などの新興国出身の学生たちが、第一のターゲットである。また、EUにおいて、エラスムス・プログラムが強い推進力となったことにより、国際交流プログラムへの参加も同様に優先的に考えられている。その他、異

なった国の教育機関同士の間には、共通の教育の国際コースを創ることも同様に多く行われるようになった。特に、これは国境地域では多く見られる。このようなコースは、学生の移動を促進する手段を持つ教育機関によって高く評価されている。最後に、最もリソースに富んだ機関は、国際企業に倣って「ジョイント・ベンチャー」の手法により、他の国に系列機関を創設するに至るのである。

このような国際化は非常に多くの場合、留学生を最も多くひきつけている英語国の大学や教育機関に有利な形で行われている（第1表参照）。

第1表 留学生の主な目的地（2012年）

調査対象学生：400万人	
1. 米国	740,482人
2. 英国	427,686人
3. フランス	271,399人
4. オーストラリア	249,588人
5. ドイツ	206,986人
UNESCOによる調査（ http://stats.uis.unesco.org ）	

国際化のプロセスに最も組み込まれているのは修士号（以下、マスター）レベルである。まさにマスターの競争的国際市場化が起きているとすることができるだろう。また、最も多い分野は、企業経営（ビジネス・スクール）、経済、金融、国際関係である。しかし、次第に他の分野にも広がっていることがわかる。そして、国際的な使命をもった分野と、国内的な分野との区別が広がりつつあり、国際的なコースの評価を高める結果となっている。

2. ヨーロッパにおける高等教育の国際化と英語化

2.1. 英語化のプロセス

高等教育の国際化は当然にも多くの言語の問題を引き起こす。したがって、それは各教育機関の国際化政策の中において相応の扱い、つまり明示的な扱いを受けるべきだと考えるのであるが、多くの場合、扱いは暗黙のうちに行われ、国際化コースの媒介言語としては優先的に、そして多くの場合、英語のみを選択することになる。

このように英語が教育機関の機能の内部に定着しているため、これを「英語化」のプロセスと呼んでいいと思う。この教育の英語化以前には、学術研究の英語化、そして研究者養成の英語化が見られた。そして、このプロセスは、特に、英語の経営ソフトの利

用により、各機関の行政組織にも広がっているのがわかる。これは国際企業でますます普及している慣行である (Truchot, 2015)。

2.2. 学術研究の英語化

ヨーロッパの学術研究における英語の使用は、1970年代から1980年代にかけて定着した。このことは、多くの先端的研究が集中していた米国を中心とした、第二次世界大戦以降の研究の世界化によるものである。そのとき以来、理工学系の情報は米国のデータベースに、そして理系の研究活動は米国の研究所に支配されている。そして、このプロセスはフランスにも影響を与えているのである。フランスは今でも、このことに対する抵抗勢力が見られる数少ない国のひとつではあるが (Truchot, 2008)。

しかしながら、この英語使用が本格的になったのは1980年代になってからである。というのも、1983年に英国で発行された、それまでの理系の研究発表における使用言語についての調査 (Large, 1983) は、英語話者の理系研究者に向けて、外国語を学ぶようにとアドバイスをしていたからである。なぜなら、世界の研究の一部が英語以外の言語で出版されていたからである。しかし、その後の動きを見ると、彼らはそのようなことをしなくてもよかったというわけである。

1990年代には、それまで英語以外の言語でも出版されていた複数の有名なヨーロッパの科学雑誌が英語に変わる。例えば、フランスでも1990年代初めにそのようなことが起こった。それは *Annales de l'Institut Pasteur* (『パスツール研究所紀要』) が *Research in Microbiology* に変わったときであるが、これは大変強い反対を引き起こした。

北欧では、このころから博士論文を英語で執筆することが一般化し、その慣行はその後、ドイツ、オランダ、スイスに広まる。フランスでは1994年のフランス語使用に関する法律²⁾があるため限定されはしたが、それでもその法の網をくぐり抜けるものも多かった。

2.3. ヨーロッパにおける高等教育の英語化：その評価の試み

同様にやはりまず北欧で、1990年代に教育言語として英語使用が導入された。U. Ammon & G. McConnell (2002) により21カ国にわたって行われた調査によると、この慣行は非常に速くドイツ、中欧、フランス、そして南欧に広がったことがわかる。ドイツでは、最初の英語による大学の資格(免状)は1997年に創設された。著者によると、2001年にはすべてのドイツの大学が、その提供する教育プログラムの中に「英語の」(英語で取れる)資格(免状)を導入するに至っている。

この慣行の増加を示すデータはあるが、それは以下に見るように、注意して扱うべきである。参考のために3つの異なるソースからのデータを引用してみよう。

最初に出版されたデータ集はStifterverbandによって注文されたものである。この組織は科学や大学との連携を目的に、企業や経営者団体が出資しているドイツの財団である(Wächter/Maiworm, 2007)³⁾。このデータは、2007年にヨーロッパの27カ国で、英語で行われている2400のコース(マスター79%、学士号16%)について調査を行ったものである。この調査を行った人々によれば、このコースの数は、2003年から2008年の間に3倍となったという。しかしながら、Odile Schneider-Mizony(2006)は、このデータは慎重に扱うべきだと言う。なぜなら、「これらは質問に回答した人の言葉のみに基づいていることと、そのうえ、そのような人々は、こういうコースのプロジェクト・チームであり、資金源や宣伝効果がかかっている立場にいるからである」。

2007年以降、ヨーロッパにおける国際的学位資格(免状)が国を超えて提供される実態は、ネット上のあるサイトで調査されている⁴⁾。このサイトはStudyportalsという企業によって創られたものである。これは私企業であるが、その大部分はEUや、NUFFIC(オランダ高等教育推進機構、以下NUFFIC)、DAAD(ドイツ学術交流会、以下DAAD)、そしてブリティッシュ・カウンシルのような高等教育推進組織によって出資されている。このStudyportalsは2011年に、ヨーロッパの10カ国において、全英語使用、あるいは部分的英語使用の4644のマスターを数え上げており、この数字は、英語で行われているマスターのほぼ90%をカバーしているとみている。

ブリティッシュ・カウンシルは、この英語化という問題には関心を持っている組織であると思うが、2002年と2012年に、全て英語で、あるいは部分的に英語で教えられているマスターを調査し、比較している。この調査はその在独支部が行ったものである⁵⁾。2002年の結果は英国とアイルランド以外の19のヨーロッパの国について行われたが、2012年のものはそのうちの11カ国のみで行われた。この比較により、うなぎ上りの増加が明らかになった。2002年には、英語で教えられている560のマスターのコースが確認されたが、2012年には、国の数は11であるが、6779に増加していた。

これらの調査結果は、それぞれの国で認められているマスターの全体数とは関連づけられはしなかった。ブリティッシュ・カウンシルがそれを行わなかったのであるが、もし行ったならば、それぞれの国の高等教育における英語化の度合いが明らかになったことであろうが、数字だけのほうが当たり障りはなかった。そこで、我々がブリティッシュ・カウンシルの代わりに、それをやってみよう。オランダに関しては、ブリティッシュ・カウンシルによる英語化されたマスターの数字は934であるが、それをNUFFICによる

マスターの全体数2100と比較してみよう⁶⁾。すると、約45%という割合が浮かび上がる。Studyportalsのサイトでは、この国の英語でのマスターは1162という数字が挙がっているが、これだと55%以上の割合ということになる。割合がどうであろうと、この国ではこのレベルの教育の大きな部分に、英語化のプロセスが拡大しているのである。

ドイツでは、ブリティッシュ・カウンシルは、1734の英語化されたマスターを数えている。統計局Statistaによると、2012～2013年の大学のマスター総数は7067であり、この数は、学長協議会も参考にしている数字である。ということは、英語化されたマスターの割合は約25%ということになる。ドイツではこのレベルの教育における英語化は進行しており、外国人学生はますます英語の授業に組み込まれていることがわかる。上海の同済大学の中国人留学生のケースはこれに当たる。

3. 英語化されたコースに見られる問題

明らかに英語で行われる大学教育の国際市場というものが存在しており、それに参加することは大学にとって、そして高等教育担当の政策担当者にとっては必須の目標のように見える。それだからこそ、それによって引き起こされる問題については評価されることがほとんどない。唯一の注目に値する評価はドイツの高等教育機関学長会議(Hochschulrektorenkonferenz、以下HRK)のものである。これは「ドイツの高等教育機関における言語政策」(*Sprachenpolitik an deutschen Hochschulen*)というタイトルの文書に所収され、2011年11月22日にベルリンでの第11回総会において公表された⁷⁾。筆者の知る限り、これがヨーロッパにおけるこの種の、そしてこのレベルの責任ある機関による唯一の資料である。

HRKによると、(英語化によって)外国人学生向けのある種の学習プログラムの魅力は強められたかもしれないが、同時に、そのプロセスにより、高等教育機関は多くの問題に直面させられる結果になったという。その問題を、文書に書かれている通りに以下に引用しよう。

- 「研究において英語をより頻繁に強制的に使わざるをえなくなることは、研究者の仕事の能力や効率を下げ、仕事を妨げる可能性がある。同時に、英語以外の言語での出版が十分に考慮されないことにより、その結果として競争の歪みをもたらし、それは望ましいことではない。
- 教育の分野では、外国人学生の全員が、英語によるコースで学ぶのに必要な言語レベルを持っているわけではないということを示す多くの証言がある。そのうえ、当

然のことながら、教員の方も全員が、英語で行われる教育が高いレベルであることを保証するために必要な言語能力をもっているわけではない。多くの学長が、教育の質の低下を危惧している。

- 多くの高等教育機関では、そのスタッフや行政機構が、国際化によって生み出される様々な必要に応えるのに十分な用意ができていない。
- 研究や教育、そして知識の獲得が英語一言語だけに頼って行われる傾向は、他の言語をないがしろにするということであり、そのことにより言語的多様性を脅かす。これはドイツの対外文化・教育政策と矛盾する。というのも、その政策というのは、世界におけるドイツ語の威信や評価を高めようと努力しているものだからである。また、ヨーロッパにおける多言語主義を促進するためのEUの数々の試みとも矛盾する。
- 最後であるが重要なポイントは、国際交流の重要な側面は、外国からの学生や研究者が滞在国の文化や言語を知ることを学べるという点である。』⁸⁾

教育の英語化のもたらす弊害についての他の国々からの証言⁹⁾はより限定的であるが、HRKの証言を裏付け、問題点のレポトリを拡げるものである。一般的に確認できることは、多くの場合、教員の英語能力レベルが、ハイレベルの授業には不十分であることである。そして、教員の英語能力レベルが妥当な場合でさえも、授業は暗唱的であり、学生とのやり取りは限定的で、多くの場合大雑把な言語でなされ、知の伝達における情報の喪失は大きく、学生の成績評価にも問題がある。英語でなされるコースの教員の採用にあたっては、学問的・職業的能力よりも言語能力の方が評価される。

外国からの学生、つまり留学生に対して、受け入れ国の言語の教育を補足的に導入しているコースもあるが、多くの場合、それはマージナルな存在になっている。その理由は、(メインコースが) 外国語によるプログラムなので学生たちは詰め込み式に勉強せざるをえないので余力が無いことにあるが、これらの学生たちが、滞在している環境と断ち切られていることもその理由である。

英語への一極集中は、現実には、大学が国際的に門戸を開く姿勢を犠牲にしてなされている。例えば、学生たちは他の言語の学習を止めてしまう。学んでいる時間がないのである。国内の学生にとって、それはモビリティ（他国への移動、留学）への歯止めとなってしまう。なぜなら、これらの英語コースに向かうことにより、外国へ行かずともよくなるからである。また、自国の言語が世界に広く普及している国にとって、自らの言語を遠ざけ、その価値を低くみることは、その言語の広がりや威信を世界的に普及しようとする努力に面と向かって対立することになる。

アメリカの大学での教育に倣うことにより、英語コースはヨーロッパの学問の特性を失い、その業績を過小評価することになる。そのうえ、このようなコースはグローバル的視野で展開されるので、その土地の現場の研究に必要な社会的な次元が無視される。英語コースの教育は多くの場合、将来経済界で責任ある仕事につく人間に向けられていることが多いので、この「社会的な課題に対する無知」ということのもたらす結果に疑問をもたざるをえないし、画一化に向かうのではないかという疑問ももたざるをえない。

4. 高等教育の英語化と公共政策

4.1. ドイツの事例

2012年に、大学や他の教育機関は206,986人の留学生を受け入れたが、これは世界5位であった（第1表参照）。したがって、ドイツの高等教育の魅力は高く、歴史をもっているといえる。それは、ドイツ語が国際的に普及していることと、ゲーテ・インスティテュートやDAADのような定着した国際的ネットワークのおかげである。

しかしながら、上に見たように、研究や教育における英語の進出は強く、学問の言語としてのドイツ語の未来に危惧を投げかけることになった。このことにより、主だった高等教育の関係諸機関はこの問題を取り上げ、立場を明らかにした。ドイツにおけるこれらの機関とは、Kultusministerium協議会（各州で高等教育を司る省庁）、HRK、そしてDAADである。これらの機関は2010年に、*Offen für Englisch, Einsatz für Deutsch*（「英語に対しての門戸開放、ドイツ語に対してのコミットメント」）という題名の「覚書」（Memorandum）に合意した¹⁰。

HRKは、2011年公表の*Sprachenpolitik an deutschen Hochschulen*（「ドイツ高等教育機関における言語政策」）という題名の文書に意見を表明しており、その現状報告部分については上で触れた。この文書の第2部では、言語政策に基づいている教育機関の国際化には好意的な態度を表明しており、そのための「勧告」を策定している。この「勧告」では英語使用を排除してはいないが、その政策に二重の目的を持たせている。1つは表現や知の伝達の言語としてのドイツ語の役割を保護することである。他の1つは、多様で高レベルの言語教育を保証することである。この言語教育は外国人研究者や学生に対してのドイツ語教育や、英語や他の言語の教育も含む。

この「覚書」や「勧告」は見識のある仕方策定され、全会一致で採択された。しかしながら、これらの文書には、合意した関係機関や当局への拘束力はなく、参考・情報としての価値しか持たない。中味の実行は関係諸機関や教育機関の判断に委ねられてお

り、現在までのところ、実行したことの評価や公表は行われていない。

4.2. フランスの事例

4.2.1. 現状

海外でフランスの高等教育の促進を図っている Campus France（フランス政府留学局、以下 Campus France）は、「英語で教えられている高等教育プログラム」(Programs taught in English) を調査・刊行している。2007年には497の教育プログラムが提供されており、内400がマスターであった。それが2014年には884のプログラムの内、647のマスターを数えた。60%以上の増加である。一方、ブリティッシュ・カウンシルは2012年に1165の英語で教えられているマスターを数えている。認定されているマスターの総数は12000であるので、割合にすれば、Campus Franceのデータの方は5.4%であり、ブリティッシュ・カウンシルのデータの方は9.7%となる。数字の上でほとんど倍になるこの相違がどこから来るのかの説明は難しい。ブリティッシュ・カウンシルはデータの出典を明らかにしていないし、Campus Franceは、教育機関が留学生用に提供していると表明しているプログラム数を挙げているのであるが、選択して公表している可能性もあるからである。

Campus Franceによるリストをよく見ると、英語で行われているマスター全体の74%に当たる480はグランド・ゼコールか、同様のタイプの学校で行われていることがわかる。これらの教育機関は認定されている全マスターの約40%、つまり4800のマスターを出しているので、その内英語で教えられているものの割合は10%となり、一般的な平均より明らかに大きい数字となっている。グランド・ゼコール協議会によれば、グランド・ゼコールの三分の一か四分の一の授業は英語で行われている。

4.2.2. 言語と法

1994年のフランス語に関する法律（トゥーボン法）は、教育の言語はフランス語であると規定しており、これは高等教育にも適用される。この法律は、フランス語と併せて他の言語も使うことができるが、フランス語に代わることはできないとも明示している。このことから、フランス語と英語の両言語を使うプログラムやコースは、問題なく公式の認定を受けることができていたのである。しかし、すべて英語で行われるプログラムがかなり多く作られるようになり、この認定の問題に直面するようになった。そのうえ、教育機関の責任者たちは、英語で行うマスターや他のプログラムを拡大することが可能だと考えるようになり、この法律が障害だと考えるようになった。そして、高等

教育をその適用範囲からはずすように、様々な圧力団体が動員された。ただし、アカデミックな研究はもともとこの適用範囲からは除外されている。研究者養成はこの限りでないが。この運動のスポンサーであるグランド・ゼコール協議会の会長は、2011年3月に『ル・モンド』紙の論壇に、「受け入れ能力を3倍にしよう」というタイトルの署名入り記事を載せた。彼によると、それは英語で教えることにより可能になるということである。

この運動は当時の政府によって好意的に迎えられた。というのも、高等教育および研究大臣であるヴァレリー・ペクレス (Valérie Pécresse) 自身が、既に2008年に、「英語のタブーを破る」必要があると宣言していたからである¹¹⁾。彼女は学士号準備の全学生に英語を必修にすることと、英語での授業の増加に賛意を表明していた。

政府与党は2012年に代わったが、1994年法 (トゥーボン法) を改訂する案は社会党政権に持ち越された。2013年に、新高等教育及び研究法 (大臣の名前をとって「フィオラゾ法」) に、外国語による教育が自由に行えるように第2条が導入された。そのために、この条項は次のような例外を認めたのである。即ち、外国の、あるいは国際的な教育機関との協定のもとにあるコース、あるいは、ヨーロッパのプログラムの枠内のコースである。英語で行われるすべてのプログラムはこのような「例外」と関わりがあるといえるので、結果的に高等教育は事実上フランス語使用に関する法律の適用範囲から除外されてしまった。

4.2.3. 論拠と実際

フィオラゾ大臣は自らのイニシアティブを、フランスの高等教育が国際的に魅力を欠いてきていることを論拠に挙げて正当化しようとした。たしかにフランスは2010年に、ユネスコによる留学生受け入れ国順位において、オーストラリアに抜かれて3位から4位に落ちた。大臣によると、フランスの留学生は特にフランス語圏、それもとりわけアフリカからと限られているが、そのうえそのフランス語圏からの留学生の数が減っている。フランスは新興国からの留学生を十分に受け入れていないということである。彼女は『ル・モンド』紙に次のように述べている。「インドは10億の人口をかかえ、そのうち6千万人は情報処理技術者であるのに、フランスはインド人留学生を3千人しか受け入れていない。まったくお笑いだ。」そして次のように付け加えている。「目標は、2020年までに、留学生の割合を12%から15%に増やすことである。」¹²⁾

しかしながら、彼女の挙げている論拠は事実の検証に耐ええない。ユネスコは2012年に新しい留学生受け入れ国順位を発表し、2011年にフランスはオーストラリアを抜

いて再び3位となった。高等教育と研究省自身も2013年に留学生の出身国についての統計を公表しているが、それは大臣の主張するところと食い違っている。この統計によると、アフリカ出身の学生の割合は確かに大きいですが、留学生の「半分」であって、「大部分」を占めているのではなかった。マグレブ出身の学生の割合が増えており、モロッコを頭に、全体の23%を占めている。サハラ以南のアフリカ出身学生の割合は安定している。しかし、特に重要なことは、フランス語圏以外からの学生の数が非常に増えていることであった。

- 中国人学生のグループがモロッコに次ぐ2位につき、留学生全体の10.5%を占め、2009年以来12%増加している。
- 2009年以降の最も大きい増加（約20～30%）は、EU諸国（イタリア、ポルトガル、スペイン）からであり、ロシアやブラジルからも増えている。

ところで、英語で行われるプログラムが最も多いのはグランド・ゼコールであるが、そこでも専門分野によって大きな違いがある。ビジネス・スクールはますます英語化されてきている。それに対して、技術系のグランド・ゼコールでは、留学生は大部分がフランス語で授業を受けている。国立工芸学校（Ecole Nationale des Arts et Métiers – ParisTech）の教授で、ネットワーク「n+i」（Réseau « n+i »）の会長であるジャン＝ピエール・トロティニオン（Jean-Pierre Trotignon）氏は次のように述べている¹³⁾。

「ネットワーク「n+i」の技術系のグランド・ゼコール60校は、この15年来、2200人以上の外国人を養成し、エンジニアの資格を取得させた。この学生たちは73もの国々からやって来たが、その多くは中国からである。このことから、科学や技術の分野でのフランス語による教育というのは、信頼されているといえる。毎年、100カ国以上から数千人の応募者が、我々のインターネットサイトに登録している！ということは、我々の教育システムは広く知られて評価されているということである。もちろん我々の教育のプロモーションを担当している外交機関、Campus France、アリアンス・フランセーズの努力に感謝しなければならないが。」

これらの学校は売り込みは積極的に英語で行っているが、教育はフランス語で行われることを強調している。以下の第2表の例は、中国の上海、南京、ハルビン、そして北京での売り込み文である。

第2表

PROGRAM 2 years of Master Degree in Engineering in France available in all fields of expertise on 8 campuses (Albi, Alès, Brest, Douai, Nancy, Nantes, Paris, Saint-Etienne). More details are available at : http://www.mines-telecom.fr/en_accueil.html. LANGUAGE OF TEACHING : French
 TUITION FEES Maximum 14,000 euros (7,000 euros/year, including 2-month intensive language training in France before program starts). Scholarships available

プログラム： フランスでの2年間のエンジニア系マスターコース、すべての専門分野で、8キャンパス（アルビ、アレス、プレスト、ドゥエ、ナンシー、ナント、パリ、サンテティエンヌ）で可能。
 詳細：http://www.mines-telecom.fr/en_accueil.html 教育言語：フランス語
 学費：最高14,000ユーロ（7,000ユーロ/年、プログラム開始前2ヶ月間のフランスでのインテンシブ言語トレーニング費を含む）奨学金有り

ビジネススクールが外国語で教育ができると考えているのに対し、技術系のグランド・ゼコールがフランス語に頼ることを選んでいる理由について考えてみる必要があるであろう。

4.2.4. 政治的議論とその結果

フィオラゾ法の第2条は、2013年4月から6月の間、世間に激しい議論を巻き起こした。大臣のイニシアティブは大部分のメディア、特に『ル・モンド』や『リベラシオン』の援護を受けることができた。この2紙は、1994年にフランス語使用に関する法を擲論した新聞でもある¹⁴⁾。この大臣のイニシアティブを支持した研究者の中にトゥールーズ第1大学の学長がいる。彼の次のような意見表明は、彼がフランス語史にあまり明るくないことを示しているのであるが。「17世紀には、フランス語は最高の頭脳を惹き付けていた。我々はその特権を失ってしまった。」INED（国立人口統計学研究所、以下INED）の研究部長のフランソワ・エラン（François Héran）の態度表明も見てみよう。「トゥーボン法投票後20年近くたち、フランスの理系の研究者は、今ほど多く英語で研究したり教えたりはしたことがなかった。条文1つの有る無しぐらいで、この動きに水を差せるものではないと思う。なぜなら、これは若い世代には広く行われていることで、学問の世界的な使命のなかに刻まれているからである。」¹⁵⁾

こういった支持はあったが、大臣のイニシアティブは多くの反対や批判を巻き起こした。このような反対意見は、これまでのふつうのフランス語圏の支持層（どちらかというと右派）からのものだけではなかった。国民議会では、フィオラゾ法第2条は社会党議員たちが音頭をとって方向修正された。その後この議員たちは、政府との意見不一致による「反主流派」¹⁶⁾であることがわかったのであるが。

2013年6月に最終的に採択された法律では、第2条は大きく修正され、大学教育は外

国語で行われてもいいが、明確に決められた枠内（協定プログラムのような）で、そして部分的にのみ許されるということになった。また、このようなコースの外国人学生にはフランス語教育が必修とされ、学生の成績評価の中に含まなければならないことになった。しかしながら、これらを監視するシステムはまったく設置されていない。

高等教育及び研究省が、高等教育の国際化における言語の位置づけをより大きく定義づける言語政策計画文書のなかに、このような法的指示を組み入れるということもありえたかもしれないが、このような政策は今後の課題である。

独仏文化を比較する者は、ドイツ側の合意に基づくやり方と、フランス側の闘争的なやり方にすぐに気づくであろう。しかし、文化の違いがあろうとも両方の国において結果は同じである。問題に対する気づきは双方にあったが、公共政策は未だに言語政策を、高等教育の国際化の必要な側面として組み込んではいないのである。

注

- 1) 原 題：Internationalisation, anglicisation et politiques publiques de l'enseignement supérieur en Europe. Truchot氏を日本に招くに当たって、公益財団法人日仏会館から2014年度日仏学者交換助成金を受けた。それにより日本フランス語教育学会、京都大学、日仏会館での講演が可能となり、それらが本原稿のもととなっている。記して感謝したい。(訳者注)
- 2) トゥーボン法 (Loi Toubon) (訳者注)
- 3) www.stifterverband.de/
- 4) www.studyportals.com/
- 5) http://www.studyinpoland.pl/konsorcjum/pdfy/konferencja2013/3/the_role_of_english-medium.pdf
- 6) <http://www.studyinholland.nl/>
- 7) <http://www.hrk.de/positionen/beschluesse-nach-thema/convention/empfehlung-sprachenpolitik-an-deutschen-hochschulen/>
- 8) 文書の英語版からの筆者によるフランス語訳。ドイツ語の原文との照合は Dominique Huck氏 (ストラスブール大学) による。
- 9) そのいくつかのものは Truchot (2010、2013) で紹介されている。
- 10) <http://www.daad.de/portrait/presse/pressemitteilungen/2010/13058.de.html>
- 11) 『リベラシオン』紙、2008年2月23日。
- 12) 『ル・モンド』紙、2013年5月10日。

- 13) 『ハフィントン・ポスト』紙(2013年3月22日)所収のJ.P. トロティニョン氏の論考。ネットワーク「n+i」というのは、フランスの70以上(2014年の数字)の技術系erland・ゼコールが集まったコンソーシアムである。Campus Franceによれば、ネットワーク「n+i」は「優秀な国際的なキャリアのためのマスターを揃えて提供している」ということである
- 14) Frédéric Chateigner, « La loi Toubon vue par la presse écrite », dans *Langue française. Une loi pour quoi faire ?* DGLFLF, 2014参照。(「書かれたメディアはトゥーボン法をどう見たか」『フランス語—何のための法か』フランス語とフランスの言語総局, 2014)
- 15) François Héran, « L'anglais hors la loi ? Enquête sur les langues de recherche et d'enseignement en France. » *Population et sociétés*, INED, mai 2013。(「法の外の英語? フランスにおける研究と教育における言語についてのアンケート調査」『人口と社会』, INED, 2013年5月)。
- 16) フランスの国民議会の与党は社会党であるので、内部的な「反乱」と見なされた。(訳者注)

文献

- AMMON Ulrich / McCONNELL Grant (2002) *English as an Academic Language in Europe*, Frankfurt am Main, Peter Lang.
- CHONGLING Huang et Odile SCHNEIDER-MIZONY (2014) « L'anglicisation universitaire de l'Allemagne vue de Chine » (中国から見たドイツの大学の英語化), *Les langues modernes* 2014/1, pp.50-59.
- HAGERS Marlies, 2009, « The Globalization of College, English takes over at Dutch Universities », *NRC Handelsblad*, 20 mars 2009, www.nrc.nl
- LARGE J. Andy, 1983, *The Foreign Language Barrier, Problems in Scientific Communication*, Deutsch, London.
- SCHNEIDER-MIZONY Odile (2006) « L'anglicisation de l'enseignement supérieur en Allemagne et ses discours de justification » (ドイツにおける高等教育の英語化と正当化のディスコース), Nancy : *Les nouveaux cahiers d'allemand*, pp. 331-347.
- TRUCHOT, C. (2008) *Europe: l'enjeu linguistique*, (ヨーロッパ: 言語的争点) Paris : La Documentation française, Collection Les études, 160 p.

TRUCHOT, C. (2010) « L'enseignement supérieur en anglais véhiculaire: la qualité en question » (共通語としての英語による高等教育：問題となる質) in *diploweb.com*, revue géopolitique en ligne: <http://www.diploweb.com/Lenseignement-superieur-en.html>

TRUCHOT, C. (2013) « Universités en anglais : les déboires européens » (英語による大学：ヨーロッパの失敗), *TV5 Monde* : <http://www.tv5.org/cms/chaine-francophone/info/Les-dossiers-de-la-redaction/Francophonie/p-25360-Universites-en-anglais-les-deboires-europeens.htm>

Présentation et mise en page de Pascal Priestley (Pascal Priestley による紹介と編集).

TRUCHOT, C. (2015) *Quelles langues parle-t-on dans les entreprises en France? Langues au travail dans les entreprises internationales*. (フランスにおける企業内使用言語：国際企業での仕事場での言語) Éditions Privat, Toulouse, 172 p., ISBN: 978-2-7089-4459-6. (以下の URL でも PDF で入手可)

http://www.culturecommunication.gouv.fr/content/download/124710/1378976/version/1/file/Claude-Truchot_enligne.pdf

WÄCHTER B./ MAIWORM, F. (2008) *English-taught Programs in European Higher Education*, Bonn : Lemmens.